

証明書等のコンビニ交付について

コンビニ交付は、市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）をマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービスです。

また、証明書は自治体ごとに決まっているため、専用サイトでの確認が必要です。

専用サイトはコチラ▶



ご利用にあたって

本町に住所を有しており、マイナンバーカードを保有している方がご利用いただけます。発行時には、マイナンバーカードと数字4ケタの暗証番号が必要となります。

取得できる証明書

- ◆住民票の写し
- ◆印鑑登録証明書（印鑑登録証不要）
- ◆課税証明書
- ◆所得証明書

※住民票は、本人・同一世帯員の方の証明書のみ、交付可能で、除票となったものは交付できません。

また、住民票コード記載のものは交付できません。

※印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書については、本人に限り交付可能です。なお、代理での交付を受けたい場合は、委任状持参のうえ窓口での申請となります。

※1通当たり発行手数料300円が必要となります。

いつでも

毎日午前6時30分から午後11時まで、ご利用いただけます。
お昼休みや窓口の閉庁後（夜間、休日）でも、いつでも必要なときにご利用いただけます。
※年末年始やメンテナンス日を除く。

いつでも

町内に関わらず、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストア等店舗内に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）より証明書が取得できます。

コンビニ等一覧はコチラ▶



証明書の取得方法

コンビニエンスストア等にて、証明書を取得する方法をご紹介します。店舗に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押していただきますと、利用開始となります。

- 行政メニュー選択から、証明書の交付を選択します。
- メニュー選択から、証明書交付サービスを選択します。
- 端末の所定の場所にあるカード置場に、マイナンバーカードを置きカードを読み取ります。
マイナンバーカードがコンビニ交付で利用可能かどうか確認を行います。
- 証明書を交付する市区町村を選択し、マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号を入力し、本人確認を行います。
- カードを取り外した後、証明書の種別や記載事項、部数などを選択し料金を支払後に印刷ができます。
※町の窓口で発行している従来の証明書は表示有で発行していますが、続柄の表示について選択可能です。



DXで便利になる！？ マイナンバーカード を利用した町サービスの はなし

身近にあるDXとは

最近、しばしば「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」という言葉が耳にする方も多いためではないでしょうか。

DXとは、「デジタル技術による社会の変化」という意味です。少し難しく感じますが、私たちの身近にDXは存在します。

例えば、有人レジからセルフレジへ、現金支払いからキャッシュレス決済へ変わっているように、デジタル技術の発展により、私たちの生活は変化しているのです。

町のDXについて

町では、今年3月に南会津町デジタル変革（DX）基本計画を策定。様々な部分でデジタル技術を活用したサービスの運用を開始しています。

例えば、LINEを利用した情報発信や、図書館のインターネット予約などがあります。

今年4月からは、町税の納付書にQRコードが印刷され、多くの金融機関やスマホ決済アプリから

納付が可能となりました。

また、スマートフォンやパソコンから、クレジットカードやインターネットバンキング等を利用した納付も可能となりました。

そして、次年度以降には、コンビニエンスストア等で納付できるよう、準備を進めています。

マイナンバーカードの利用

町では、マイナンバーカードを用いた電子申請「ぴつたりサービス」を活用しています。

このサービスは、これまで役場に来庁し、紙などで提出していた各種申請が、マイナンバーカードを使って電子申請することができるようになります。

これまでに、転出届や転入予定連絡、放課後児童クラブ登録申請、文化講座などを電子申請で受け付けています。

さらに、10月下旬からマイナンバーカードを利用した、「証明書等のコンビニ交付」と「かんたん窓口」という2つのサービスが新たにご利用いただけるようになりました。この2つについて今号ではご紹介します。

【オレンジリボン運動とは】子ども虐待防止のシンボルマークのオレンジリボンを広めることで、子どもの虐待をなくすことを呼びかける運動です。オレンジリボン運動を通して子どもへの虐待問題に関心を持っていただき、町民のネットワークにより、虐待のない地域を築くことを目指していきます。

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、ヤングケアラー認知度向上の集中取組期間です。



01 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

【ヤングケアラーについて】

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。それによって、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。家族のために家事や家族の世話などに時間を奪われ、「自分の時間や友達と遊ぶ時間が取れない」「学校を休みがち(遅刻・早退)」などの悩みを抱えていることがあります。

これらの問題は非常に見えにくい問題だからこそ、周りが気づき、声をかけ、手を差し伸べることがとても大切です。

子ども家庭庁のホームページには、元ヤングケアラーの体験談や相談窓口、当事者・元当事者同士の交流会の案内が掲載されています。



子ども家庭庁ホームページはコチラ

ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族の代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：子ども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

子ども家庭庁では、「親子のための相談 LINE」を立ち上げています。子育てや親子の関係の不安や悩みを専門の相談員が対応しています。匿名可能・秘密厳守です。



友達登録はコチラ▶

【問合せ】健康福祉課 子育て支援係 電話 0241-62-6170

かんたん窓口サービス

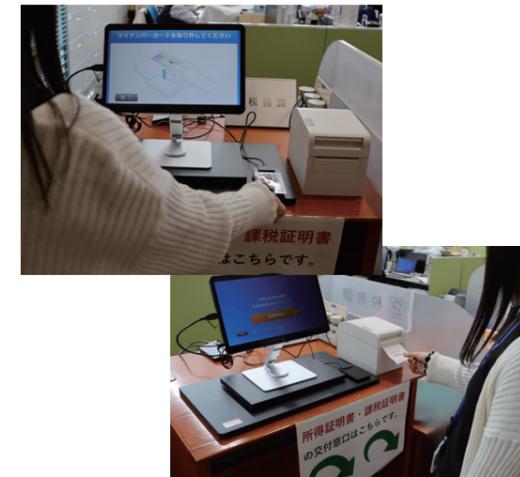
住民の方々自らがマイナンバーカードにより、本庁税務課と各総合支所町民課前に設置されたタブレット端末を利用して、住民票の写しなど各種証明書の交付申請が行えるサービスです。

このサービスにより、交付申請書の記入が不要になるほか、自らが操作するため、待ち時間も軽減されます。



取得できる証明書

- ◆住民票の写し
 - ◆印鑑登録証明書 (印鑑登録証不要)
 - ◆課税証明書
 - ◆所得証明書
- ※住民票は、本人・同一世帯員の方の証明書のみ交付可能で、除票となったものは交付できません。また、住民票コード記載のものは交付できません。
- ※印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書については、本人に限り交付可能です。なお、代理での交付を受けたい場合は、委任状持参のうえ窓口での申請となります。
- ※1通当たり発行手数料300円が必要となります。



証明書の取得方法

- ①画面に従い、タッチパネルを操作します。
 - ②マイナンバーカードを置く画面が表示されたら、所定のところにカードを置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力します。
 - ③画面に従い取得する証明書を選択し、申請が完了します。
 - ④プリンタから受付番号入りの受付票が出力されます。
 - ⑤受付番号が呼ばれたら窓口で職員に手数料を支払い、証明書を受け取ります。
- ※ご利用いただける時間は、役場開庁時の午前8時30分から午後5時15分に限りです。

マイナンバーカードの申請

ご紹介したサービス以外にも、写真付きの身分証明書・健康保険証として利用できるマイナンバーカードの申請については、国より簡易書留で送付されている交付申請書に必要な事項を記入して郵送するか、スマートフォン等を利用してオンライン申請が可能です。

また、町では本庁住民生活課、各総合支所町民課の窓口にて、マイナンバーカード申請のサポートを行っています。身分証明書をお持ちいただければ、写真撮影からサポートします。

なお、申請サポートは開庁時間のみになります。

【記事に関する問合せ】
総合政策課 広報情報係
電話 0241-62-6210

【マイナンバーカードに関する問合せ】
住民生活課 戸籍住民係
電話 0241-62-6120

